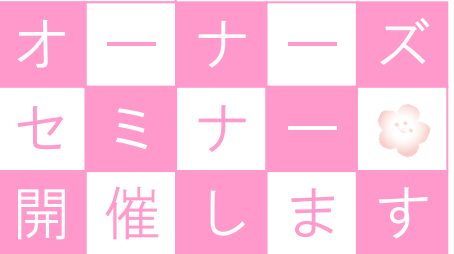




※エスプリとは…フランス語で“魂”“機知”を意味する言葉です。毎月一回の接点に心をこめて、また機知に富んだ情報をお届けしたいという想いを込めました。

第21回



資産 3,600 万円以上 お持ちの方、注目ください！

改正項目

- ⇒ 相続税の基礎控除額の引き下げと税率アップ
- ⇒ 贈与税の改正
- ⇒ 死亡保険金に係る非課税限度の改正

*新たに課税対象者に該当する方

⇒ 相続税対策の検討が必至

*以前から課税対象者に該当していた方

⇒ 相続税対策の見直しが必至

平成22年12月16日に政府から発表された税制大綱。今回の税制大綱では、注目されている法人税の引き下げや相続税の増税などが盛り込まれています。特に相続税はこれまで、いつ改正されるか毎年注目されてきました。今回ついに、改正されることになりました。実は今回の改正により、資産をお持ちの多くのオーナーさまは他人事では済まされない事態となります。この改正を機に、再度相続の勉強、そして一番重要な相続税の対策を検討、再考しなければなりません！

◆たとえば

事例：大手企業にお勤めのサラリーマンの『のりおさん』は、妻とお子さんの三人暮らしの42歳。昨年、4,000万円で一軒家を購入。しかし、幸せな時間は束の間、のりおさんには不慮の事故で還らぬ人に…。被相続人であるのりおさんの資産は、購入した住宅と預貯金それから生命保険。全資産で、5,000万円の評価になりました。この場合、相続税はどうなるのか？

↓改正前では、絶対に発生しなかった相続税が、今回の税制改正で、のりおさん（の相続人）にもかかる可能性が大！

こうした普通のサラリーマンでも、相続税の対象になってしまう今回の税制改正。ましてやマンションという資産をお持ちのオーナーさまは…やはり今回の改正、他人事では済まさないようです。

◆相続税の控除額

今回改正される控除額の変更に、ついでに少しだけ触れます。（基礎控除額の説明です。読み飛ばしたい方は◆セミナー開催にあたってへお進みください。）
 遺産総額から基礎控除を引いた金額が課税対象の財産になります。

2011年3月時点（改正前）での「基礎控除額」は5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）となっています。

※亡くなった方の財産が基礎控除以下の場合、相続税は1円も支払う必要はありません。

改正前であれば、例えば、9,000万円の遺産と法定相続人が3名いる場合、5,000万円＋（1,000万円×法定相続人3名）＝8,000万円（基礎控除額）
 よって、9,000万円－8,000万円＝1,000万円が課税対象になります。

遂に税制改正！この増税時代に生き抜く相続税対策!?

これが、今回の改正により、
 ■「基礎控除額の引き下げ」
 ■「相続税の税率区分も6から8へ細分化、最高税率も50%から55%へと税率アップ」
 となり、この結果

①「基礎控除額の引き下げ」により、多くの人が課税対象者に該当
 ②「税率区分の変更」で1億円以上の資産をお持ちの方はさらに増税となります。
 基礎控除額の計算式が
 5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）
 ← **3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）** に改正。

例えば、先の事例で今回の改正内容を適用してみますと、改正前の控除額と比べ、課税対象額が3,200万円UP！ケースによっては約400万円増税！
 3,000万円＋（600万円×法定相続人3名）＝4,800万円（基礎控除額）
 9,000万円－4,800万円＝4,200万円
 この4,200万円が課税対象になります。

改正前の課税対象が1,000万円でしたので、4,200万円－1,000万円＝3,200万円の差があります。
 ◆セミナー開催にあたって
 今回の相続税改正にともなって、多くの方が相続税の課税対象者となる可能性があります。
 これまでは相続税課税対象者は全体の4.0%～5.0%の割合のごく少数者でした。（右下表参照）

しかし、週刊誌によれば「今回の改正で課税対象者は4万6,000人から7万人に増え、増税額は約3,000億円に上ると国は試算する。ただ、税金を納めるのは相続人のほうであり、同じ割合を当てはめると11万5,000人が、今回の改正により、

年度	死亡者数(人)	課税件数(数)	割合(%)
2004年	1,028,602	43,488	4.2
2005年	1,083,796	45,152	4.2
2006年	1,084,450	45,177	4.2
2007年	1,108,334	46,820	4.2
2008年	1,142,407	48,016	4.2

000人が、17万5,000人にまで増えるだけに余波は小さくないとあります。相続財産の60%が不動産といわれていますので、増加する相続税課税対象者は、不動産価値の高い東京・名古屋・大阪など大都市圏に集中します。

また、冒頭で記載したサラリーマンの『のりおさん』の例から見ても国が予測している以上の結果も十分想定できます。
 今回の税制改正には、その他に「贈与税についての改正案」や「死亡保険金の非課税限度の改正」なども盛り込まれています。

今まで相続税に無関係だと思っていた方はもちろん、課税対象の方は今まで打ってきた対策が無策化してしまうかもしれません。対策の見直しと検討を急ぐ必要があります。
 彼（相続税の仕組み）を知り、己（自らの財産）を知れば、百戦危うからず！自らの財産はわかりですね。あとは、相続税の仕組みを知れば、出来る対策が必ずあります！！

今回のセミナーでは、相続の基礎からお話しさせていただきますが、「贈与税についての改正案」や「死亡保険金の非課税限度の改正」なども踏まえ、より具体的に有効な対策事例をたくさんお伝えしようと思っております。